

事 務 連 絡
平成23年7月15日

東京電力又は東北電力から電力供給される都県医療主管課 御中
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、
埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県)

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医政局国立病院課

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、7月1日より大口需要家に対する電力使用制限が開始されたところです。基本的には国民各層の節電の取組により電力の需給ギャップを解消することとされており、計画停電は「不実施が原則」とされています。

しかしながら、万が一電力の需給バランスが悪化した場合には、計画停電が実施されることも想定されます。

このような場合においても、医療機関の診療機能や在宅医療機器を使用している患者の生命・健康に支障が生じないよう、適切に対応することが求められます。

計画停電に係る医療機関等の対応については、これまでも随時依頼してきたところですが、電力需給バランスが厳しくなる夏期を迎えたことを踏まえ、貴管内の医療機関等に対して、下記についてあらためて周知徹底をお願いいたします。

記

1. 計画停電の実施の考え方について

基本的には、計画停電は「不実施が原則」とされているものの、万が一電力の需給バランスが悪化した場合には、計画停電が実施されることも考えられます。

経済産業省作成資料によると、具体的には、電力需給が逼迫し、電力供給予備率見通しが3%未満となる場合は、原則として前日の18時に政府からマスコミ等を通じて電力逼迫警報(緊急の節電要請と計画停電実施の可能性について)が発出されます。また、当日の7時30分または8時30分の段階(※電力供給予備率の見通しの状況により異なる)で引き続き電力供給予備率見通しが3%未満の場合には、電力需給逼

迫警報の第2報が発出されます（別添1及び経済産業省HP参照）。

このため、各都県、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおかれては、日頃から、計画停電に関する政府からの発表や報道等に御注意いただくようお願いいたします。なお、政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発出された場合には、厚生労働省からも各都県の所管課及び医療機器メーカー関連団体にお知らせをする予定としております。

※経済産業省HP

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

2. 計画停電等に備えた事前の対応について

万が一の計画停電が実施された場合等に備え、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおいては、あらためて下記の取組の徹底をお願いいたします。

- (1) 自家発電装置を有する医療機関においては、装置の点検や燃料の確保を行うこと。
- (2) 在宅医療機器を使用している患者を担当する医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、医療機器メーカーと十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 担当する在宅療養患者について、以下の点に係る注意喚起や確認を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ポンペが配布されているかの再確認、酸素ポンペの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を行うこと。
 - ③ 担当する在宅療養患者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておくこと。
 - ④ 担当する在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、各患者が使用している医療機器のメーカーの24時間相談窓口、下記(4)の国立病院機構等に設置されている緊急相談窓口等について周知すること。
- (3) 医療機器メーカーにおいては、医療機関等と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 各メーカーの顧客である在宅療養患者について、以下の点に係る確認や注意喚起を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ポンペが配布されているかの再確認、酸素ポンペの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、医師と相談の上、患者の状態を

踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を速やかに行うこと。

- ③ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、停電の際の対応について、担当の医療機関等と事前に相談しておくよう注意喚起すること。
- ④ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、医療機器メーカーの24時間相談窓口、下記(4)の国立病院機構等に設置されている緊急相談窓口等について周知すること。
- ⑤ 各メーカーにおいて、外部バッテリーの在庫を十分確保すること。

(4) 人工呼吸器を利用する在宅療養患者の緊急相談窓口

独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び社団法人全国社会保険協会連合会等の運営する関東信越地区、東北地区及び新潟県の医療機関において、人工呼吸器を利用する在宅療養患者の緊急相談窓口を設置し(別添2参照)、各種相談に応じるとともに、状況に応じて緊急一時入院の受入れを実施しておりますので、医療機関及び訪問看護ステーション等におかれては、必要に応じて御活用ください。

3. 電力需給逼迫警報が発出され、計画停電が実施される場合等の対応について

政府から電力需給逼迫警報(第1報)が発出された場合には、各都県においては、貴管内の医療機関及び訪問看護ステーションに対し、必要に応じて電話連絡するなど、その旨を周知していただくとともに、医療機関、訪問看護ステーション、医療機器メーカーにおいては、上記2の取組について、再度の確認・徹底をお願いいたします。また、医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、必要に応じて、上記(4)の相談窓口等も活用しつつ、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等の対応もお願いいたします。

また、実際に計画停電が実施された場合にも、医療機関及び訪問看護ステーションにおいて、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等、必要な対応をお願いいたします。

なお、事前に警報が発出される計画停電とは別に、万が一にも不測の停電が発生しうることも考えられます。このようなケースも念頭に置いて、対応をしていただくようお願いいたします。

4. 停電による問題発生事例の情報提供のお願い

各都県におかれては、計画停電の実施や不測の停電に際して、管内の医療機関や在宅療養患者について問題等が発生した場合には、今後の対策を講じる際の参考とするため、別紙様式により随時御連絡いただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省医政局電力確保チーム

電話(代表) 03-5253-1111(内線 2672、2518)

送付先：厚生労働省医政局電力確保チーム（FAX：03-3501-2048）

別紙様式

計画停電実施時の問題発生事例（情報提供）

都道府県名	
病院での対応に関する事項	月 日 時頃
診療所での対応に関する事項	月 日 時頃
在宅医療に関する事項	月 日 時頃

電力需給逼迫警報について

東京電力・東北電力においては、現在、計画停電は、「不実施が原則」の状態に移行しております。両社においては、電力需給状況の「見える化」などに取り組んでいるところですが、今後、需給バランスが万一悪化し、国民・事業者の皆様のような節電努力にも関わらず、やむを得ない計画停電のおそれが高まった場合、政府は「電力需給逼迫警報」を発出することとします。計画停電を避けるため、「電力需給逼迫警報」が発出された場合には、熱中症等にご注意いただきつつ、一層の節電にご協力をお願いいたします。

1. 計画停電の実施のおそれがある場合（供給予備率※¹ 3%未満）、前日 18:00※²に電力需給逼迫警報（第1報）を発出します。

※¹ 供給予備率：電力需要に対する供給力の余力を示す指標。安定的な電力供給には、最低限3%が必要です。

※² 電力需給の逼迫が確実に見込まれる場合には、前日 18:00より前に電力需給逼迫警報を発出することもあります。

2. 当日 8:30※³に電力需給逼迫警報（第2報）を発出します。計画停電の実施の可能性が高い時間帯が想定される場合には、その時間帯についてもあわせてお知らせいたします。

※³ 第1報において、9:30から計画停電を実施するとした場合は、7:30に第2報を発出。

3. 計画停電の実施のおそれがなくなった場合（終日の供給予備率見通しが3%以上）、電力需給逼迫警報を解除し、その旨お知らせします。

やむを得ず計画停電を実施する場合、実施の2時間前に、電力会社から、計画停電の実施についてお知らせします。また、第2報において、計画停電を実施する可能性が高い時間帯をお知らせした場合、当該時間帯の2時間前に、電力会社より、実施の有無についてお知らせいたします。

電力需給逼迫警報の概要①

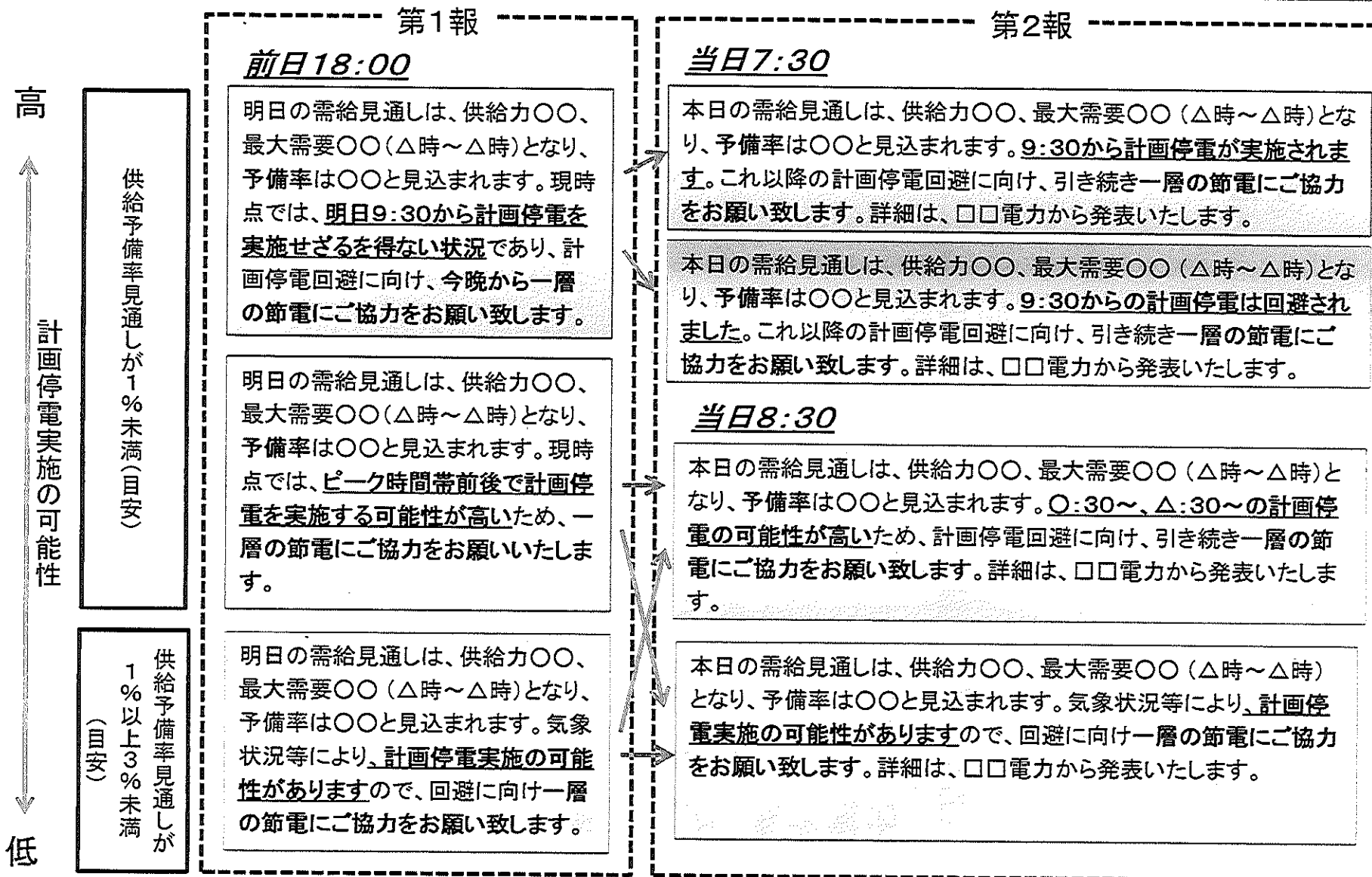
	予備率見通し(目安)	政府	電力会社
① 前日18:00	3%以上	-	-
	3%未満 1%以上	電力需給逼迫警報(第1報)	電力需給逼迫警報(第1報)が発出された旨プレス発表
	1%未満	電力需給逼迫警報(第1報) ・計画停電実施の可能性をお知らせ	電力需給逼迫警報(第1報)が発出された旨プレス発表 ・計画停電実施の可能性をお知らせ
② 当日8:30	3%以上	電力需給逼迫警報の解除	電力需給逼迫警報が解除された旨プレス発表
	3%未満 1%以上	電力需給逼迫警報(第2報)	電力需給逼迫警報(第2報)が発出された旨プレス発表
	1%未満	電力需給逼迫警報(第2報) ・計画停電の実施の可能性が高い時間帯をお知らせ	電力需給逼迫警報(第2報)が発出された旨プレス発表 ・計画停電の実施の可能性が高い時間帯をお知らせ
それ以降	3%以上	電力需給逼迫警報の解除	電力需給逼迫警報が解除された旨プレス発表

- ・電力需給の逼迫が確実に見込まれる場合には、前日18:00より前に電力需給逼迫警報を発出することもあり得る
- ・①において、9:30から計画停電を実施するとした場合は、当日7:30に、電力需給逼迫警報(第2報)を発出し、一層の節電を要請
- ・計画停電を実施する場合、実施の2時間前にお知らせ
- ・②において、計画停電を実施する可能性が高い時間帯をお知らせした場合は、当該時間帯の2時間前に実施の有無についてお知らせ

【警報発動時の情報提供】

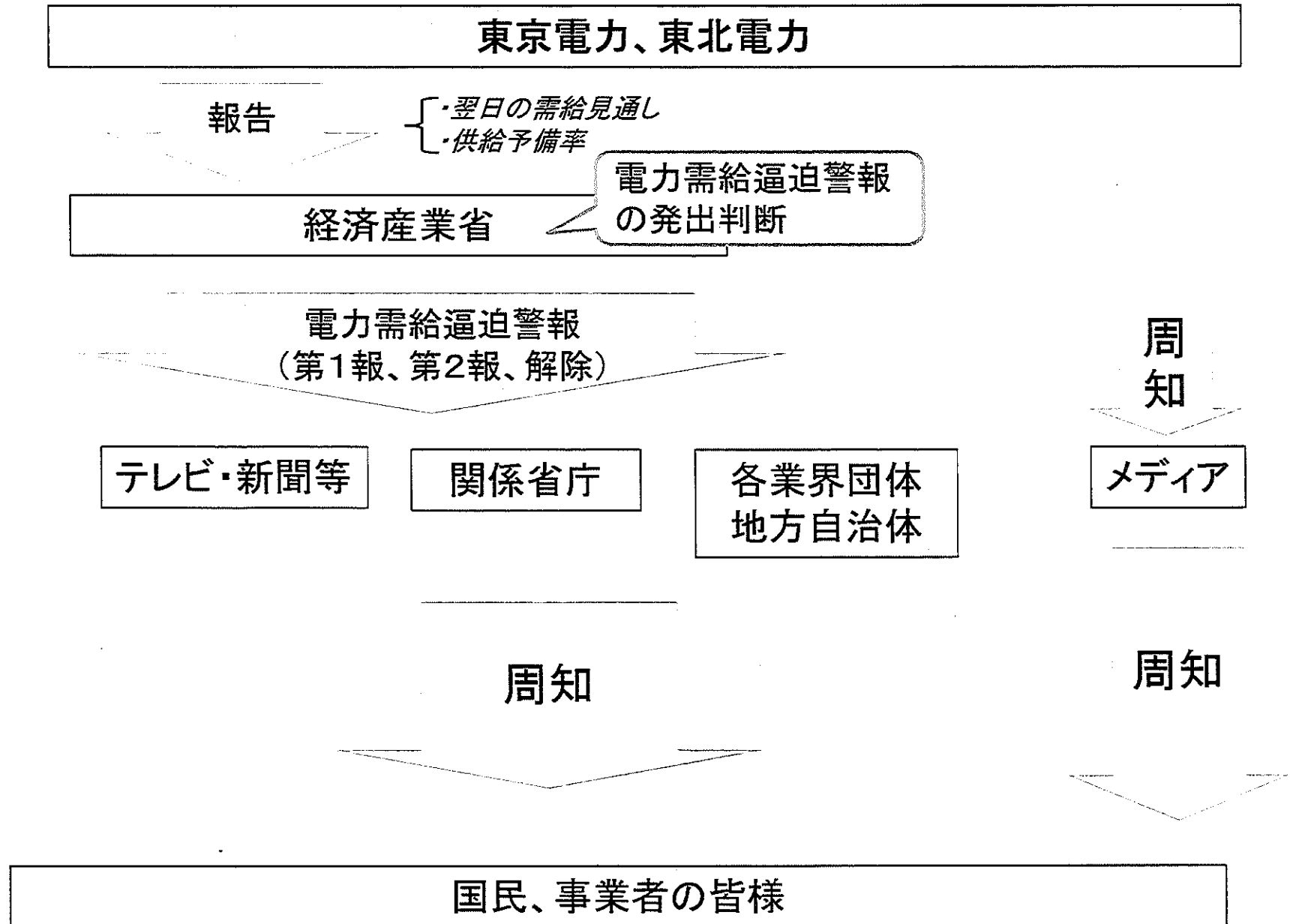
- テレビ等のマスコミに対して適切な情報提供を行うとともに防災無線の活用を図る。
- 携帯電話のポータルサイト、インターネット等を通じたリアルタイムでの電力需要情報や電力需要予測値の提供を含む情報発信についても関係事業者への協力を要請する。

電力需給逼迫警報の概要②



※供給予備率の見通しが終日3%以上となった時点で、電力需給逼迫警報を解除
 ※実際のコメントは、状況を踏まえて、若干修正を加えることもあり得る

電力需給逼迫警報の流れ



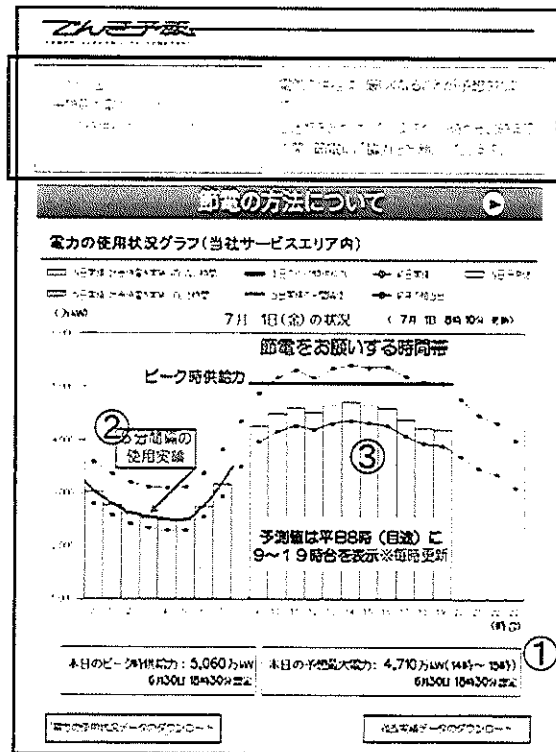
でんき予報の概要(参考)

■ 情報責任、発信主体：東京電力・東北電力

■ 内 容：ホームページにて以下を公表

- ① 翌日の予想最大電力及びその時間帯、ピーク時供給力(前日18時頃)、需給逼迫度合いに応じた節電のお願い文
- ② 電力使用実績(常時)
- ③ 平日9時～19時台の電力使用予想値(当日8時を目途に、1時間毎に実際の需要動向を踏まえて更新)

《イメージ》

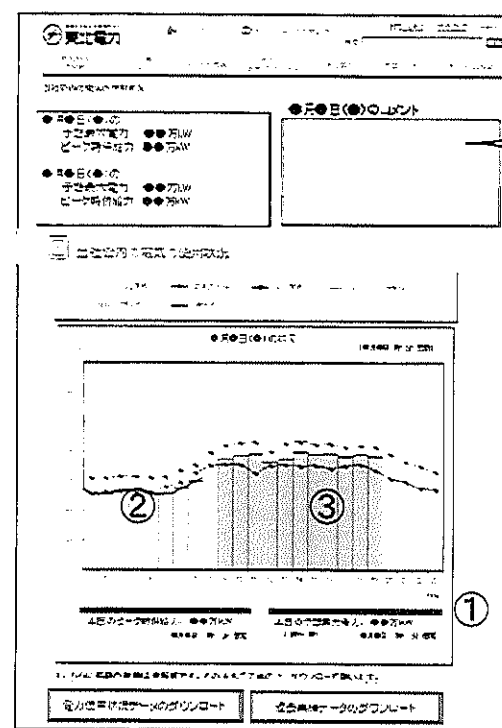


節電にご協力いただき、ありがとうございます。
皆さまのご協力により、電気の供給は、比較的余裕のある一日となりそうです。

電気の供給は、厳しくなることが予想されます。ご迷惑をおかけしますが、9時～20時までの間、節電にご協力をお願いいたします。

電気の供給は、大変厳しい見通しです。9時～20時までの間、電気のご使用をできるだけ控えていただきますようご協力をお願いいたします。

電気が不足する可能性があります。皆さまにはご不便とご迷惑をおかけしますが、朝9時から夜8時までの間を中心に、電気のご使用を最大限控えていただきますようご協力をお願いいたします。



皆さまのご協力により、電気の供給は比較的余裕のある見通しです。
引き続き、朝9時から夜8時までの間を中心に、節電にご協力をお願いいたします。

安定的に電気の供給が可能な見通しですが、需給状況の変化によっては、厳しくなることがあります。
皆さまにご不便とご迷惑をおかけしますが、朝9時から夜8時までの間を中心に、引き続き一層の節電にご協力をお願いいたします。

電気の供給は、大変厳しくなる見通しです。
皆さまにはご不便とご迷惑をおかけしますが、朝9時から夜8時までの間を中心に、電気のご使用をできる限り控えていただきますようご協力をお願いいたします。

電気が不足する可能性があります。
皆さまにはご不便とご迷惑をおかけしますが、朝9時から夜8時までの間を中心に、電気のご使用を最大限控えていただきますようご協力をお願いいたします。

○東京電力エリア内計画停電時の「人工呼吸器を利用する在宅医療患者」への相談対応について(国立病院機構)

病院名	所在地	相談窓口			備考欄
		窓口課	電話番号	対応時間	
茨城東病院	茨城県那珂郡東海村照沼825番地	管理課 (管理課長)	029(282)1151(代)	24時間対応	
霞ヶ浦医療センター	茨城県土浦市下高津2-7-14	企画課	029(822)5050(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
高崎総合医療センター	群馬県高崎市高松長36番地	救急部及び 救命救急当直	027(322)5901(代)	24時間対応	土、日及び祝日除く
沼田病院	群馬県沼田市上原町1551-4	看護課	0278(22)0182 (内420)	24時間対応	
埼玉病院	埼玉県和光市諏訪2-1	副院長	048(462)1101(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
下志津病院	千葉県四街道市鹿渡934-5	医療安全管理室	043(422)2511(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
千葉医療センター	千葉県千葉市中央区椿森4-1-2	医事課	043(251)5311(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
千葉東病院	千葉県千葉市中央区仁戸名町673番地	経営企画室	043(261)5171(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
災害医療センター	東京都立川市緑町3256番地	地域連携室	042(526)5610	8:30~17:15	時間外当直師長 042-526-5511(代)
東京医療センター	東京都目黒区東が丘2-5-1	地域連携室	FAX 03(3411)2596	8:30~17:15	土、日及び祝日除く 呼吸器科医師が対応 しますが、直接の電話 ではなくFAXで情報 を頂きたい。
東京病院	東京都清瀬市竹丘3丁目1-1	地域連携室	0424(91)2111(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
神奈川病院	神奈川県秦野市落合666-1	企画課(医事)	0463(81)1771(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
相模原病院	神奈川県相模原市南区桜台18-1	地域医療連携室	042(742)8311	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
横浜医療センター	神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2	企画課(医事)	045(851)2621(代)	8:30~17:15	土、日及び祝日除く

○東京電力エリア内計画停電時の「人工呼吸器を利用する在宅医療患者」への相談対応について(労災病院)

病院名	所在地	相談窓口			備考欄
		窓口課	電話番号(代表)	対応時間	
鹿島労災病院	茨城県神栖市土合本町1-9108-2	総務課	0479(48)4111	8:15~ 17:00	
千葉労災病院	千葉県市原市辰巳台東2-16	総務課	0436(74)1111	8:15~ 17:00	
東京労災病院	東京都大田区大森南4-13-21	総務課	03(3742)7301	8:15~ 17:00	
関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	総務課	044(411)3131	8:15~ 17:00	
横浜労災病院(代表)	神奈川県横浜市港北区小机町3211	総務課	045(474)8111	24時間	

○東京電力エリアの計画停電時の「人工呼吸器を利用する在宅医療患者」への相談対応について(社会保険病院等)

委託主体	病院名	所在地	相談窓口			備考欄
			窓口課	電話番号(代表)	対応時間	
社団法人全国社会保険協会連合会	宇都宮社会保険病院	栃木県宇都宮市南高砂町11-47	地域医療連携室	028(653)1001	8:30~17:00	
	社会保険群馬中央総合病院	群馬県前橋市紅雲町1-7-13	内科外来	027(221)8165	8:30~17:00	
	社会保険大宮総合病院	埼玉県さいたま市北区盆栽町453	訪問看護室	048(663)1671	8:30~17:00	
	千葉社会保険病院	千葉県千葉市中央区仁戸名町682	内科外来	043(261)2211	8:30~17:00	
	社会保険中央総合病院	東京都新宿区百人町3-22-1	総合相談室事務当直	03(3364)0251	24時間	8:30~17:00上記時間外
	社会保険蒲田総合病院	東京都大田区南蒲田2-19-2	訪問看護室	03(3788)8221	8:30~17:00	
	社会保険横浜中央病院	神奈川県横浜市中区山下町268	医療相談室	045(641)1921	8:30~16:00	
	川崎社会保険病院	神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1	医療相談室	044(288)2601	8:30~17:00	
	社会保険相模野病院	神奈川県相模原市中央区淵野辺1-2-30	地域連携室	042(752)2025	8:30~17:00	
	社会保険山梨病院	山梨県甲府市朝日3-8-31	地域福祉相談室	055(552)8831	8:30~17:00	
	社会保険鯉沢病院	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢340-1	地域連携室	0556(22)3135	8:30~17:00	
	三島社会保険病院	静岡県三島市谷田字藤久保2276	医事課	055(975)3031	8:30~17:00	
財団法人厚生年金事業振興団	東京厚生年金病院	東京都新宿区津久戸町5-1	看護部	03(3269)8111	24時間	今麗子副看護部長
	湯河原厚生年金病院	神奈川県足柄下郡湯河原町宮下438	看護部	0465(63)2211	24時間	日沢雅子副看護部長
財団法人船員保険会	せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3-10-11	医事課	03(3443)9191	24時間	
	横浜船員保険病院	神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	医事課	045(331)1251	24時間	
公益社団法人地域医療振興協会	東京北社会保険病院	東京都北区赤羽台4-17-56	総務課	03(5963)3311	8:30~17:00	

○東北電力エリア内計画停電時の「人工呼吸器を利用する在宅医療患者」への相談対応について(国立病院機構)

病院名	所在地	相談窓口			備考欄
		窓口課	電話番号	対応時間	
弘前病院	青森県弘前市大字富野町1	企画課医事	0172-32-4311	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
あきた病院	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	企画課医事	0184-73-2002	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
西新潟中央病院	新潟県新潟市西区真砂1-14-1	統括診療部長	025-265-3171	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
新潟病院	新潟県柏崎市赤坂町3-52	企画課	0257-22-2126	8:30~17:15	土、日及び祝日除く
さいがた病院	新潟県上越市大潟区犀潟468-1	企画課医事	025-534-3131	8:30~17:15	土、日及び祝日除く

○東北電力エリア内計画停電時の「人工呼吸器を利用する在宅医療患者」への相談対応について(労災病院)

病院名	所在地	相談窓口			備考欄
		窓口課	電話番号(代表)	対応時間	
横浜労災病院(代表)	神奈川県横浜市港北区小机町3211	総務課	045(474)8111	24時間	
秋田労災病院	秋田県大館市軽井沢字下岱30	総務課	0186(52)3131	8:15~ 17:00	対処方法等の相談対応は可能であるが、医師・看護師等の不足から新たな患者の受入は困難。土、日及び祝日除く
燕労災病院	新潟県燕市大字佐渡633	看護部	0256(64)5111	8:15~ 17:00	土、日及び祝日除く
新潟労災病院	新潟県上越市東雲町1-7-12	総務課	025(543)3123	8:15~ 17:00	土、日及び祝日除く

○東北電力エリアの計画停電時の「人工呼吸器を利用する在宅医療患者」への相談対応について(社会保険病院)

委託主体	病院名	所在地	相談窓口			備考欄
			窓口課	電話番号(代表)	対応時間	
社団法人全国社会保険協会連合会	秋田社会保険病院	秋田県能代市緑町5-22	内科外来	0185(52)3271	24時間	